

地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

犬山市、犬山商工会議所及び株式会社三菱東京UFJ銀行は、まち・ひと・しごと創生法第2条の基本理念の本旨にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、綿密な相互連携と協力のもと、もち得る資源を有効に活用し、犬山市における地方創生の課題解決を図るために、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者の幅広い連携・協力関係により、互いの人的資源等を活用し、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の各号に掲げる事項について連携協力するよう努めるものとする。

- (1) 産業の振興と安定した雇用の創出に資すること
- (2) 創業支援など地域経済の活性化に資すること
- (3) 移住定住の推進に資すること
- (4) 結婚、出産、子育ての切れ目がない支援の推進に資すること
- (5) そのほか、犬山市版総合戦略の推進に資すること

2 三者は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第4条 三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第5条 三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第6条 支援対象事業者の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる事業者については、「愛知県暴力団排除条例」（他都道府県の暴力団排除条例も含む）に基づき支援対象としないこととする。

2 下記行為を行う支援対象事業者についても支援対象としないこととする。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動または暴力を用いる行為
- (4) 風説の流布、偽計・威力を用いた信用毀損・業務妨害
- (5) その他前各号に準ずる行為

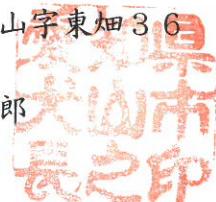
（雑則）

第7条 本協定に定めるもののほか、連携実施に關し必要な事項又は疑義が生じた事項については、都度協議して決める。

本協定の締結の証として、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月3日

愛知県犬山市大字犬山字東畠36
愛知県犬山市
犬山市長 山田 拓郎



愛知県犬山市天神町一丁目8番地
犬山商工会議所
会頭 日比野 良太郎



東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
株式会社三三菱東京UFJ銀行
代表取締役 小笠原 剛



地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

犬山市、犬山商工会議所及び株式会社十六銀行は、まち・ひと・しごと創生法第2条の基本理念の本旨にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、綿密な相互連携と協力のもと、もち得る資源を有效地に活用し、犬山市における地方創生の課題解決を図るために、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者の幅広い連携・協力関係により、互いの人的資源等を活用し、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の各号に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 産業の振興と安定した雇用の創出に資すること
- (2) 創業支援など地域経済の活性化に資すること
- (3) 移住定住の推進に資すること
- (4) 結婚、出産、子育ての切れ目のない支援の推進に資すること
- (5) そのほか、犬山市版総合戦略の推進に資すること

2 三者は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第4条 三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第5条 三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第6条 支援対象事業者の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる事業者については、「愛知県暴力団排除条例」（他都道府県の暴力団排除条例も含む）に基づき支援対象としないこととする。

（雑則）

第7条 本協定に定めるもののほか、連携実施に関し必要な事項又は疑義が生じた事項については、都度協議して決める。

本協定の締結の証として、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月3日

愛知県犬山市大字犬山字東畠36

犬山市



犬山市長 山田 拓郎

愛知県犬山市天神町一丁目8番地

犬山商工会議所



会頭 日比野 良太郎

岐阜県岐阜市神田町8丁目26番地

株式会社十六銀行



取締役頭取 村瀬 幸雄

地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

犬山市、犬山商工会議所及び株式会社名古屋銀行は、まち・ひと・しごと創生法第2条の基本理念の本旨にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、綿密な相互連携と協力のもと、もち得る資源を有効に活用し、犬山市における地方創生の課題解決を図るために、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者の幅広い連携・協力関係により、互いの人的資源等を活用し、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の各号に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 産業の振興と安定した雇用の創出に資すること
- (2) 創業支援など地域経済の活性化に資すること
- (3) 移住定住の推進に資すること
- (4) 結婚、出産、子育ての切れ目のない支援の推進に資すること
- (5) そのほか、犬山市版総合戦略の推進に資すること

2 三者は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第4条 三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第5条 三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第6条 支援対象事業者の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる事業者については、「愛知県暴力団排除条例」（他都道府県の暴力団排除条例も含む）に基づき支援対象としないこととする。

（雑則）

第7条 本協定に定めるもののほか、連携実施に關し必要な事項又は疑義が生じた事項については、都度協議して決める。

本協定の締結の証として、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月3日

愛知県犬山市大字犬山字東畠36

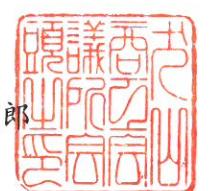
犬山市



犬山市長 山田 拓郎

愛知県犬山市天神町一丁目8番地

犬山商工会議所



会頭 日比野 良太郎

名古屋市中区錦三丁目19番17号

株式会社名古屋銀行



取締役頭取 中村 昌弘

地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

犬山市、犬山商工会議所及び株式会社愛知銀行は、まち・ひと・しごと創生法第2条の基本理念の本旨にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、綿密な相互連携と協力のもと、もち得る資源を有効に活用し、犬山市における地方創生の課題解決を図るために、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者の幅広い連携・協力関係により、互いの人的資源等を活用し、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の各号に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 産業の振興と安定した雇用の創出に資すること
- (2) 創業支援など地域経済の活性化に資すること
- (3) 移住定住の推進に資すること
- (4) 結婚、出産、子育ての切れ目のない支援の推進に資すること
- (5) そのほか、犬山市版総合戦略の推進に資すること

2 三者は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第4条 三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第5条 三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第6条 支援対象事業者の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる事業者については、「愛知県暴力団排除条例」（他都道府県の暴力団排除条例も含む）に基づき支援対象としないこととする。

（雑則）

第7条 本協定に定めるもののほか、連携実施に關し必要な事項又は疑義が生じた事項については、都度協議して決める。

本協定の締結の証として、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月3日

愛知県犬山市大字犬山字東畠36

犬山市

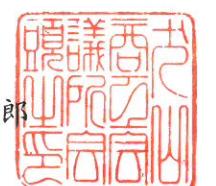
犬山市長 山田 拓郎



愛知県犬山市天神町一丁目8番地

犬山商工会議所

会頭 日比野 良太郎



名古屋市中区栄三丁目14番12号

株式会社愛知銀行

取締役頭取 矢澤 勝幸



地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

犬山市、犬山商工会議所及び株式会社中京銀行は、まち・ひと・しごと創生法第2条の基本理念の本旨にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、綿密な相互連携と協力のもと、もち得る資源を有効に活用し、犬山市における地方創生の課題解決を図るために、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者の幅広い連携・協力関係により、互いの人的資源等を活用し、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の各号に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 産業の振興と安定した雇用の創出に資すること
- (2) 創業支援など地域経済の活性化に資すること
- (3) 移住定住の推進に資すること
- (4) 結婚、出産、子育ての切れ目のない支援の推進に資すること
- (5) そのほか、犬山市版総合戦略の推進に資すること

2 三者は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第4条 三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第5条 三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第6条 支援対象事業者の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる事業者については、「愛知県暴力団排除条例」（他都道府県の暴力団排除条例も含む）に基づき支援対象としないこととする。

（雑則）

第7条 本協定に定めるもののほか、連携実施に関し必要な事項又は疑義が生じた事項については、都度協議して決める。

本協定の締結の証として、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月3日

愛知県犬山市大字犬山字東畠36

犬山市

犬山市長 山田 拓郎



愛知県犬山市天神町一丁目8番地

犬山商工会議所

会頭 日比野 良太郎



名古屋市中区栄三丁目33番13号

株式会社中京銀行

取締役頭取 室 成夫



地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

犬山市、犬山商工会議所及び岐阜信用金庫は、まち・ひと・しごと創生法第2条の基本理念の本旨にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、綿密な相互連携と協力のもと、もち得る資源を有効に活用し、犬山市における地方創生の課題解決を図るために、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者の幅広い連携・協力関係により、互いの人的資源等を活用し、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の各号に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 産業の振興と安定した雇用の創出に資すること
- (2) 創業支援など地域経済の活性化に資すること
- (3) 移住定住の推進に資すること
- (4) 結婚、出産、子育ての切れ目のない支援の推進に資すること
- (5) そのほか、犬山市版総合戦略の推進に資すること

2 三者は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第4条 三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第5条 三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第6条 支援対象事業者の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる事業者については、「愛知県暴力団排除条例」（他都道府県の暴力団排除条例も含む）に基づき支援対象としないこととする。

（雑則）

第7条 本協定に定めるもののほか、連携実施に関し必要な事項又は疑義が生じた事項については、都度協議して決める。

本協定の締結の証として、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月3日

愛知県犬山市大字犬山字東畠36

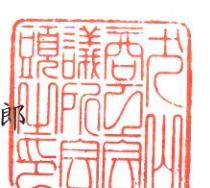
犬山市



犬山市長 山田 拓郎

愛知県犬山市天神町一丁目8番地

犬山商工会議所



会頭 日比野 良太郎

岐阜県岐阜市神田町6丁目11番地

岐阜信用金庫



理事長 高橋 征利

地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

犬山市、犬山商工会議所及び東濃信用金庫は、まち・ひと・しごと創生法第2条の基本理念の本旨にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、綿密な相互連携と協力のもと、もち得る資源を有効に活用し、犬山市における地方創生の課題解決を図るために、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者の幅広い連携・協力関係により、互いの人的資源等を活用し、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の各号に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 産業の振興と安定した雇用の創出に資すること
- (2) 創業支援など地域経済の活性化に資すること
- (3) 移住定住の推進に資すること
- (4) 結婚、出産、子育ての切れ目のない支援の推進に資すること
- (5) そのほか、犬山市版総合戦略の推進に資すること

2 三者は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第4条 三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第5条 三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第6条 支援対象事業者の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準備構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる事業者については、「愛知県暴力団排除条例」（他都道府県の暴力団排除条例も含む）に基づき支援対象としないこととする。

（雑則）

第7条 本協定に定めるもののほか、連携実施に關し必要な事項又は疑義が生じた事項については、都度協議して決める。

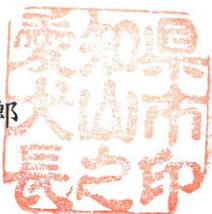
本協定の締結の証として、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月3日

愛知県犬山市大字犬山字東畠36

犬山市

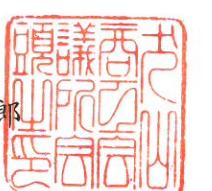
犬山市長 山田 拓郎



愛知県犬山市天神町一丁目8番地

犬山商工会議所

会頭 日比野 良太郎



岐阜県多治見市本町2丁目5番地の1

東濃信用金庫

理事長 市原 好二



地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

犬山市、犬山商工会議所及びいちい信用金庫は、まち・ひと・しごと創生法第2条の基本理念の本旨にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、綿密な相互連携と協力のもと、もち得る資源を有効に活用し、犬山市における地方創生の課題解決を図るため、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者の幅広い連携・協力関係により、互いの人的資源等を活用し、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の各号に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 産業の振興と安定した雇用の創出に資すること
- (2) 創業支援など地域経済の活性化に資すること
- (3) 移住定住の推進に資すること
- (4) 結婚、出産、子育ての切れ目のない支援の推進に資すること
- (5) そのほか、犬山市版総合戦略の推進に資すること

2 三者は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第4条 三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第5条 三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第6条 支援対象事業者の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる事業者については、「愛知県暴力団排除条例」（他都道府県の暴力団排除条例も含む）に基づき支援対象としないこととする。

（雑則）

第7条 本協定に定めるもののほか、連携実施に関し必要な事項又は疑義が生じた事項については、都度協議して決める。

本協定の締結の証として、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月3日

愛知県犬山市大字犬山字東畠36

犬山市

犬山市長 山田 拓郎



愛知県犬山市天神町一丁目8番地

犬山商工会議所

会頭 日比野 良太郎



愛知県一宮市若竹3丁目2番2号

いちい信用金庫

理事長 栗野 秀樹



地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

犬山市、犬山商工会議所及び株式会社大垣共立銀行は、まち・ひと・しごと創生法第2条の基本理念の本旨にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、綿密な相互連携と協力のもと、もち得る資源を有効に活用し、犬山市における地方創生の課題解決を図るために、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者の幅広い連携・協力関係により、互いの人的資源等を活用し、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の各号に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 産業の振興と安定した雇用の創出に資すること
- (2) 創業支援など地域経済の活性化に資すること
- (3) 移住定住の推進に資すること
- (4) 結婚、出産、子育ての切れ目のない支援の推進に資すること
- (5) そのほか、犬山市版総合戦略の推進に資すること

2 三者は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第4条 三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第5条 三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第6条 支援対象事業者の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる事業者については、「愛知県暴力団排除条例」（他都道府県の暴力団排除条例も含む）に基づき支援対象としないこととする。

（雑則）

第7条 本協定に定めるもののほか、連携実施に關し必要な事項又は疑義が生じた事項については、都度協議して決める。

本協定の締結の証として、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月3日

愛知県犬山市大字犬山字東畠36

犬山市



犬山市長 山田 拓郎

愛知県犬山市天神町一丁目8番地

犬山商工会議所



会頭 日比野 良太郎

岐阜県大垣市郭町3丁目98

株式会社大垣共立銀行



取締役頭取 土屋 嶽

地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

犬山市、犬山商工会議所及び東春信用金庫は、まち・ひと・しごと創生法第2条の基本理念の本旨にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、綿密な相互連携と協力のもと、もち得る資源を有効に活用し、犬山市における地方創生の課題解決を図るために、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者の幅広い連携・協力関係により、互いの人的資源等を活用し、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の各号に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 産業の振興と安定した雇用の創出に資すること
- (2) 創業支援など地域経済の活性化に資すること
- (3) 移住定住の推進に資すること
- (4) 結婚、出産、子育ての切れ目のない支援の推進に資すること
- (5) そのほか、犬山市版総合戦略の推進に資すること

2 三者は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第3条 本協定の有效期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第4条 三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第5条 三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第6条 支援対象事業者の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる事業者については、「愛知県暴力団排除条例」（他都道府県の暴力団排除条例も含む）に基づき支援対象としないこととする。

（雑則）

第7条 本協定に定めるもののほか、連携実施に關し必要な事項又は疑義が生じた事項については、都度協議して決める。

本協定の締結の証として、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月3日

愛知県犬山市大字犬山字東畠36

犬山市

犬山市長 山田 拓郎



愛知県犬山市天神町一丁目8番地

犬山商工会議所

会頭 日比野 良太郎



愛知県小牧市中央一丁目231番地1

東春信用金庫

理事長 鈴木 義久



地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

犬山市、犬山商工会議所及び東海労働金庫は、まち・ひと・しごと創生法第2条の基本理念の本旨にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、綿密な相互連携と協力のもと、もち得る資源を有効に活用し、犬山市における地方創生の課題解決を図るために、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者の幅広い連携・協力関係により、互いの人的資源等を活用し、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の各号に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 産業の振興と安定した雇用の創出に資すること
- (2) 創業支援など地域経済の活性化に資すること
- (3) 移住定住の推進に資すること
- (4) 結婚、出産、子育ての切れ目のない支援の推進に資すること
- (5) そのほか、犬山市版総合戦略の推進に資すること

2 三者は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第4条 三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第5条 三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第6条 支援対象事業者の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる事業者については、「愛知県暴力団排除条例」（他都道府県の暴力団排除条例も含む）に基づき支援対象としないこととする。

（雑則）

第7条 本協定に定めるもののほか、連携実施に關し必要な事項又は疑義が生じた事項については、都度協議して決める。

本協定の締結の証として、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月3日

愛知県犬山市大字犬山字東畠36

犬山市

犬山市長 山田 拓郎



愛知県犬山市天神町一丁目8番地

犬山商工会議所

会頭 日比野 良太郎



名古屋市中区新栄一丁目7番12号

東海労働金庫

理事長 度会 章仁



地方創生にかかる包括連携協力に関する協定書

犬山市、犬山商工会議所及び株式会社日本政策金融公庫 一宮支店は、まち・ひと・しごと創生法第2条の基本理念の本旨にのっとり、「まち・ひと・しごと」の各分野において、綿密な相互連携と協力のもと、もち得る資源を有効に活用し、犬山市における地方創生の課題解決を図るため、次のとおり地方創生にかかる包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、三者の幅広い連携・協力関係により、互いの人的資源等を活用し、地方創生の諸課題に取り組むことで、新たな地域活力の創出に寄与することを目的とする。

（連携協力内容）

第2条 三者は、前条の目的を達成するため、それぞれ法令の範囲内で次の各号に掲げる事項について連携協力する。

- (1) 産業の振興と安定した雇用の創出に資すること
- (2) 創業支援など地域経済の活性化に資すること
- (3) 移住定住の推進に資すること
- (4) 結婚、出産、子育ての切れ目のない支援の推進に資すること
- (5) そのほか、犬山市版総合戦略の推進に資すること

2 三者は、前項各号にかかる取組みについて、効果的かつ具体的に進めるため、必要に応じて協議を行うこととする。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに、いずれからも申し出がない場合は、本協定の有効期間の満了の日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（信義誠実の尊重）

第4条 三者は、相互に協力し、誠実に本協定内容を履行するものとする。

（守秘義務）

第5条 三者は、本協定に基づく活動に関し、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務が課せられていることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第6条 支援対象事業者の中で反社会的勢力（「暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準じる者」をいう。）とみなされる事業者については、「愛知県暴力団排除条例」（他都道府県の暴力団排除条例も含む）に基づき支援対象としないこととする。

（雑則）

第7条 本協定に定めるもののほか、連携実施に関し必要な事項又は疑義が生じた事項については、都度協議して決める。

本協定の締結の証として、本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年2月3日

愛知県犬山市大字犬山字東畠36

犬山市

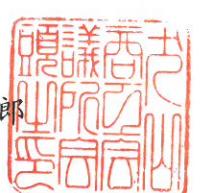
犬山市長 山田 拓郎



愛知県犬山市天神町一丁目8番地

犬山商工会議所

会頭 日比野 良太郎



愛知県一宮市大志二丁目3番18号

株式会社日本政策金融公庫 一宮支店

支店長 牧山 匡朗

